

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

社会福祉法人建昌福祉会
児童発達支援センター虹の家
施設長 松下邦彦

緊急事態宣言5月6日以降の対応について（お知らせ）

平素より児童発達支援センター虹の家の活動にご理解とご協力を頂き心より感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着かない中、緊急事態宣言5月6日以降の対応が国、
県、市区町村にて検討されております。5月1日時点での判断におきまして、虹の家では、感染
予防対策と致しまして、以下の体制にて開所致しますので、宜しくお願い致します。

① 5月7日・8日は通常どおり開所します。

② 開所時間は、午前療育は時間短縮、午後療育は通常時間にて行います。

午前療育時間 → 9時30分 ～ 12時30分

午後療育時間 → 通常時間

③ 5月11日以降の対応については、その都度報告致します。

今後の新型コロナウイルスの感染状況や国の緊急事態宣言の動向により、その都度体制を変更
することで、保護者の皆様には、多くのご負担をお掛け致しております。虹の家としましても、
正確な情報とより安全を確保できる体制づくりに努めてまいりますので、ご理解ご協力のほど宜
しくお願い致します。

連絡先

児童発達支援センター虹の家 電話 66-1310
担当 藤井